

(二) 国の領域を守る

「国の領域を守る」ためには、日本の領域を明確にしなければなりません。北方四島、竹島、尖閣列島、いずれもが我が国固有の領土であるのですが、北方四島は、大戦終了後の混乱に乗じてソ連（現ロシア）が不法占拠したままであり、竹島は、韓国が不法建築物を構築し、尖閣列島は、中国が自国地図に領土として明記しています。

この各島々について、日本政府が外交交渉で返還を強く迫った形跡が少ないが故に、現在も夫々が相手国の思惑通りに放置されているのです。

「正当な自国領域」を守ることは、単に現在の視点からだけでなく、過去に、祖先が「汗と涙」を流して獲得した結晶（土地）であるとの認識の下で、一貫して返還を求めるべきです。

これまでの、各島々を巡る交渉が弱腰であったことを立証するような事案が、平成十一年（一九九九年）三月、能登半島沖で発生しました。

能登半島沖の日本領海の中で不審行動を続けた高速船が、巡視船の追跡を振り切り、沿海州方面に逃走し始めたのです。国際法上、領海内での不法行為に対しては、「追跡権」が認められています。この時は、不審船の逃げ足が速いために、その逃走を阻止する目的で、戦後初めてとなる「海上警備行動」が海上自衛隊に発令されました。

国際法上「軍艦」の扱いを受けている「自衛艦」を、平時、「警備行動」に出動させる意味は重く、また、その意義は極めて大きいものです。

なぜなら、必要に応じて、武器使用を伴うからです。

実際、現場では、不審船の逃走を阻止する為、出動した哨戒航空機が船の前方に威嚇のため、数回に亘り爆弾を投下しています。

しかし、不審船は警告を無視して逃走を続け、最終的には、沿海州の彼方に消え、追跡していた自衛艦は日本海に定めた「防空識別圏（航空哨戒で無用なトラブルを避ける為、日本が一方的に定めた空域：ADIZ）」から外には出なかつたのです。

平時の「軍艦の役割」に、不法相手国に対する「示威行動」があります。

自国の国益、あるいは、主権を犯す恐れのある国家に対して、相手の不法行為を牽制し、警告を狙いとする行動です。

能登沖の不審船事案では、国際法上の「軍艦（自衛艦）」を出勤させたにも拘らず、不審船が逃走を図ろうとする領海（国際海洋法条約で十二海里）付近までの追跡を一方的に断念しました。

本来ならば、逃走先の領海相手国を確認し、併せて、その証拠となる資料を作成して、後日、外交ルートを通じて当該国に不審船の引渡しを求め、謝罪を要求することが、不法侵犯された国家がとるべき措置です。

国際法に基づいた確固たる措置こそが、かかる不審船行動の再発を防止出来るのですが、この時には、そうした措置は執られませんでした。

もし、「国を守る」意識が薄弱のまま、あるいは、「軍艦」としての自衛艦が交戦の危機に陥ることを懸念するあまり、遠距離で撤退させたのならば、最初から自衛艦を出勤させるべきではありませんでした。

日本政府の断固たる措置を執らない姿勢を、不審船を送り込んだ当事国が甘く見下し、舐めて掛ければ、再度不審行動を実行することは明白でした。

この危惧が具体的事象として現れたのは、二年後の平成十三年（二〇〇一年）十二月、九州南方海域での不審船の行動と、その後の、巡視船との海上銃撃戦だったのです。

この時は、戦後初めての海上交戦でしたが、巡視船の冷静な対処によって不審船を撃沈しています。

しかし、沈没する前、不審船は携行ミサイルを発射しました。幸い命中しなかったために、巡視船乗員に死傷者は発生しませんが、能登沖不審船に対する優柔不断の措置が、不審船側に更なる大胆な行動に走らせたことは否定できないのです。

この撃沈対処の後、不審船事案は発生していません。

断固とした「国の領域を守る」意志表示が、如何に効力を発揮するかの事例となったのです。

たとえ平時と雖も、領域侵犯に対する我が国の断固とした処置は、「領域を守る」との国防意志を、内外に強く示すこととなります。

我が国周辺の北方四島、竹島、尖閣列島を巡る問題では、間違いなく、「自国領域を不法侵害」されているのであり、国民の国防意志を統一して、我が国の正当性を強く表明し続けなければなりません。

我が国は島国であるにも拘らず、領域（島嶼）の国境問題を抱えている事実を忘れることなく、「国の領域を守る」ため、「不法占拠の排除」・「不法占

領からの返還」を実現する国民決意を新たにし、交渉においては、問題解決に武力衝突のリスクをも回避しないとの覚悟を示す必要があります。

優柔不断の国民姿勢では、問題が解決しない現実を認識しなければならぬのです。

(三) 国の主権を守る

我が国の主権は、「日本の国家像」で示した、「象徴天皇制の下で、自由民主主義と議会制民主主義」を選択した日本国籍を有する「日本人」が決定した「国民の意思」としての権利だと解釈されます。

現代における独立国家の政治体制は、人類の歴史の中から到達した「大きなうねり」として、国民に「自由」を保障した「議会制民主主義」です。

我が国は、約一五〇年前、武士による専制政治から脱却して、「憲法」を定め、「国会」を開会して「議会制民主主義」の体制に移行しました。

その後、近代化の過程では、国民の権利が完全に保障されない時期もありましたが、戦後、言論・教育・宗教等の「自由」をはじめ、自由経済・自由貿易による経済大国への道を切り開き、「法の下での権利」の保障と相俟^{あいま}って

国民生活は、他の諸外国と比較しても遜色の無いレベルまで到達しました。

特に、「自由」の保障は、仮に政府を公然と言論批判しても、それが「法」に抵触しない限り、不当に逮捕されることがない状況です。政治批判は、独裁国家であれば決して黙認されず処罰の対象になるのですが、「自由にとつぷり慣れ親しんでいる日本人」には、この「自由」が如何に貴重なものなのか理解できないのかもしれない。

しかしながら、もし仮に、我が国の政治を間接的に、或いは、直接的に混乱させ、現在の政治体制を覆^{くつがえ}して、国民から「自由」を奪い去る勢力が出現するならば、自由で豊かな社会生活は破壊されることとなります。

現代の世界においては、依然として、武力攻撃による国家体制の転覆、デモ等の社会騒擾^{うらやみ}を煽動する間接的な介入等、「国家の主権」侵害行為が後を絶ちません。

幸い、我が国は、四方を海に囲まれた島国の為、外国からの政治勢力による直接介入はないものの、間接的な「特殊工作（スパイ行為・思想懐柔等）」

による政治介入、政治体制の転覆を図られる危険性は極めて大きいと留意しておかねばなりません。

平成十六年（二〇〇四年）五月六日、四六歳になる在上海日本総領事館の館員が宿直室で自殺した事件は、日本国内に衝撃を与えました。

遺書に、

「一生あの中国人たちに国を売って苦しまされることを考えると、こういう形しかありませんでした。」

と悲痛な心情が綴られていたからです。

所謂「ハニートラップ（女性をつかった罠）」に掛かった外交官の死でした。

現在でも、スパイ行為やことうした「特殊工作」が行われているのです。

言論・報道の自由が保障された社会では、情報入手に不自由を感じない為に、陰湿なスパイ行為に鈍感になるのは当たり前であって、それが人間社会の健全な姿なのですが、知らぬ間に日本国民が危険に晒されている事実を、正しく認識しておく必要があります。

特に、間接的な「特殊工作」が、現在も日本国内のどこかで深く密かに進行している事実を理解し、この「工作」の犠牲者にならない注意が肝要です。

更に、「特殊工作」等によって政権を転覆され、「国の主権」を安易に奪い取られない為には、国民が自ら築き上げた「政治体制」と「社会的価値」の両方を守り通すとの、一人ひとりの確固たる「国防意識」が必要だと云えます。

以上、

「国を守る」基本について述べましたが、

「国の独立と平和」を堅持する為には、「国を守る」目的と意義、そして、その重要性とについて、国家（政府）は、国民が理解できるよう啓蒙しなければならないのです。